

# デジタル資産・遺品について

2024.11.22

行政書士事務所オフィス・マサミ

佐藤 正己

# はじめに

---

この度は、小樽支部様より「デジタル資産・遺品」について勉強会の講師の依頼をいただき、誠にありがとうございました。

今回のテーマは、私が様々な業務で経験したことをベースとして作成しております。

昨今の技術革新の進歩は目まぐるしく、時代遅れとなった内容も含まれていると思われませんが、本研修をベースとして皆様が最新の知識を付け加えていただければ幸いです。

# 目次

---

1. 自己紹介
  2. 事例
  3. 遺産と遺品
  4. デジタル遺産（資産）と遺品
  5. デジタル遺品の保管場所
  6. デジタル遺品整理の業務範囲
  7. デジタル遺品の探索方法
  8. お客様への提示方法
  9. お客様へのアプローチ方法
  10. 本業務の注意事項
- <参考>デジタル終活について

# 1. 自己紹介ー1

---

氏名: 佐藤正己 (さとうまさみ)

所属: 北海道行政書士会札幌支部 (登録番号19010520号)

出身・年齢: 釧路市出身 61歳

昭和56年4月 某通信会社入社。

通信設備の運用保守、ソフトウェア開発・維持管理、ネットワーク  
/ サーバー構築・運用保守、建設業法関連業務、情報セキュリティ  
ティコンサル、データセンター構築・運用保守を担当後、平成2  
5年3月退社

平成25年9月 北海学園大学法学部法律学科卒業

平成29年2月 ITコンサルティング事務所 オフィス・マサミ開設

平成31年1月 行政書士試験合格

平成31年4月 オフィス・マサミを行政書士事務所オフィス・マサミへ移行

令和5年5月 事務所を小樽へ移転

# 1. 自己紹介-2

---

## <保有資格>

- 情報処理技術者

  - ネットワークスペシャリスト

  - テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)

  - 情報セキュリティアドミニストレータ

  - 第一種

  - 第二種

- ISMS審査員補 (JIS Q 27001:2022 (ISO/IEC 27001))
- 電気通信主任技術者
- 工事担任者 (AI・DD総合種)
- 情報通信エンジニア (ビジネス)
- 電気工事士 (二種)
- RHCE (Red Hat Linux 6.1)
- ITILファンデーション (V3)
- 危険物取扱者 (乙4)

# 1. 自己紹介ー3

---

- 通信会社時代に社内の端末（PC）、サーバー、ネットワーク等の保守・管理業務を20年以上経験
- 上記経験中に、死亡／病気等で突然退社した社員の個人情報（社員情報）の後処理を経験
- ITコンサルタント時にPCデータの移行、パスワード紛失対応などを経験
- 業務上の経験を行政書士業務（相続業務）に生かすことを目指し、Webサイト上に「デジタル資産・遺品調査」メニューを掲載

## 2. 事例ー1

---

### 【事例ー1】

#### <案件概要>

自社の社員が急逝したケース。(通信会社所属時代)

#### <対応状況>

- 通常の遺品整理と同様に、机、ロッカー等を調査し、私物については遺族へ引き渡し
- 業務上の書類については、業務引継ぎ者へ
- 業務上のデジタルデータについては、ファイルサーバー上の共有フォルダに保存するルールとなっていたため問題なし
- PC内のデータについては、システム管理部門がローカルの特権アカウントを使用し、業務上必要なデータが無いことを確認後に初期化

## 2. 事例-2

---

### 【事例-2】

#### <案件概要>

自宅のWindowsPCのパスワードを失念し、ログインできない。  
(ITコンサルタント時の案件)

#### <対応状況>

- 市販パスワード解析ツールによる調査 ⇒ ツール不備によりNG
- お客様より聞き取り調査(氏名、生年月日、趣味、血液型...)
- PC購入時の設定情報、プロバイダの契約情報などの書類とPCを借用
- 書面の端の空白にパスワードらしきメモ書きを発見
  - ログイン成功!



## 2. 事例-3

---

### 【事例-3】

#### <案件概要>

設備老朽化のためPCの入替を受託し、データ移行を実施する際にメールに関する情報が不明のため新規メールを受信できなくなった。  
(ITコンサルタント時の案件)

#### <対応状況>

- PC購入時の設定情報、プロバイダの契約情報などの書類から導入時の初期パスワードを発見
  - 接続NG
- PC所有者(社長)にヒアリングしたところ、自分が設定するパスワードは1パターンしかないとの回答。
  - メールサーバーへの接続成功!

## 2. 事例-4

---

前述した3つの事例から、次のことを想定しながらデジタル遺品に関する業務を開始することとしました。

1. PC等の管理者を設置している事業者では、管理者に協力を要請
2. 市販のパスワード解析ツールによる解析は難しい
3. 個人の場合は、購入・契約時の情報（書面）とヒアリングからログイン情報を得られる場合もある
4. ログイン情報の探索は、あまり長い時間をかけずに、早目に専門業者へ依頼する
5. パスワードが解除可能であれば、ファイル（データ）を整理し一覧を提供することは難しくない

# 3. 遺産と遺品ー1

## □遺品

故人が持っていた所有物

- 30万円以下の動産等（家具、電化製品、衣類、日用品...）
- 30万円を超える動産等（貴金属...）
- 不動産（家、土地、抵当権、賃借権...）
- 現金・預貯金
- 有価証券（株、社債、国債...）
- 生命保険金（故人が受取人のもの）
- 無形財産（特許権、著作権、商標権...）

## □遺産

遺品の中で財産  
価値があるもの

# 3. 遺産と遺品-2

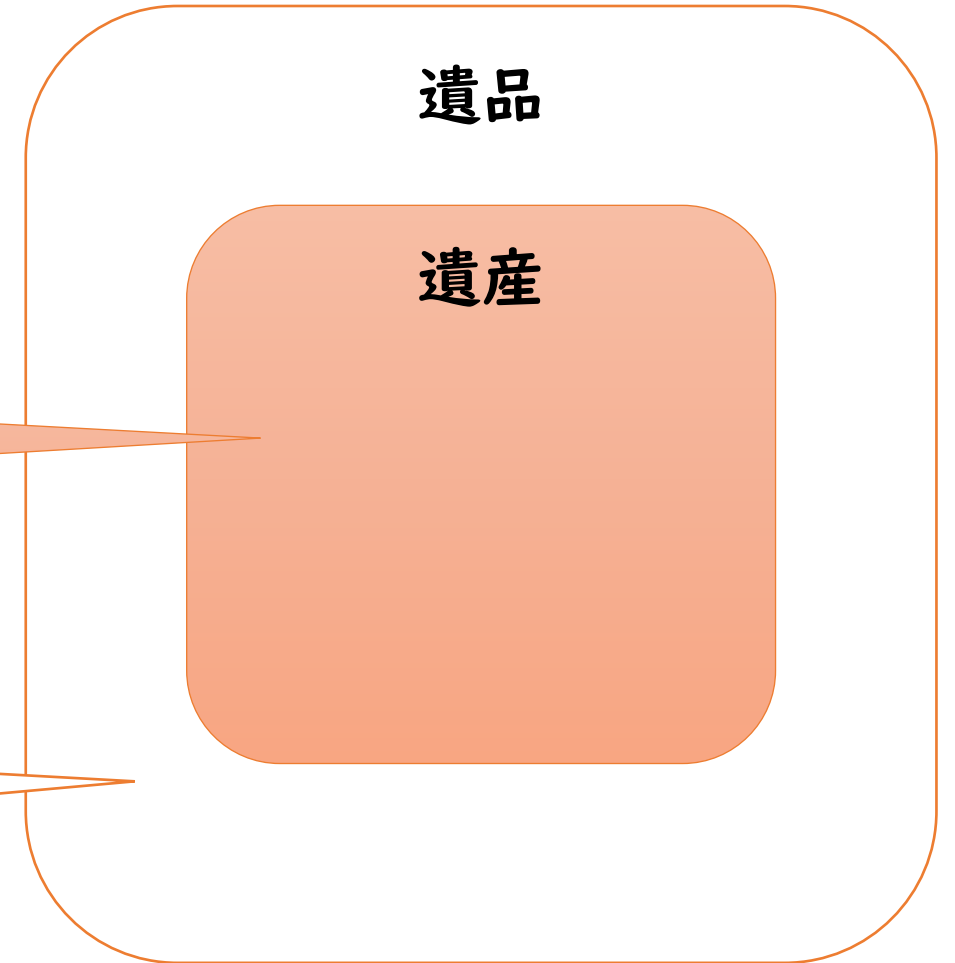
行政書士や他の士業の相続業務は、主に遺産に係る部分で、遺産以外の遺品については主に遺品整理業者等が実施していると想定されます。

## 一般的な行政書士の業務範囲

- ・相続人の調査
- ・相続財産の調査

## 遺族／遺品整理事業者の業務範囲

- ・形見分け
- ・処分(廃棄、売却.....)



# 4. デジタル遺産（資産）と遺品ーI

## □ デジタル遺品

故人が持っていたデジタル化された所有物

- 画像
- 動画
- 投稿記事
- 日記

プライバシー情報

- 金融商品（金、株、FX、暗号資産...）
- 銀行口座
- 著作物（小説、研究論文、イラスト...）
- 経営情報

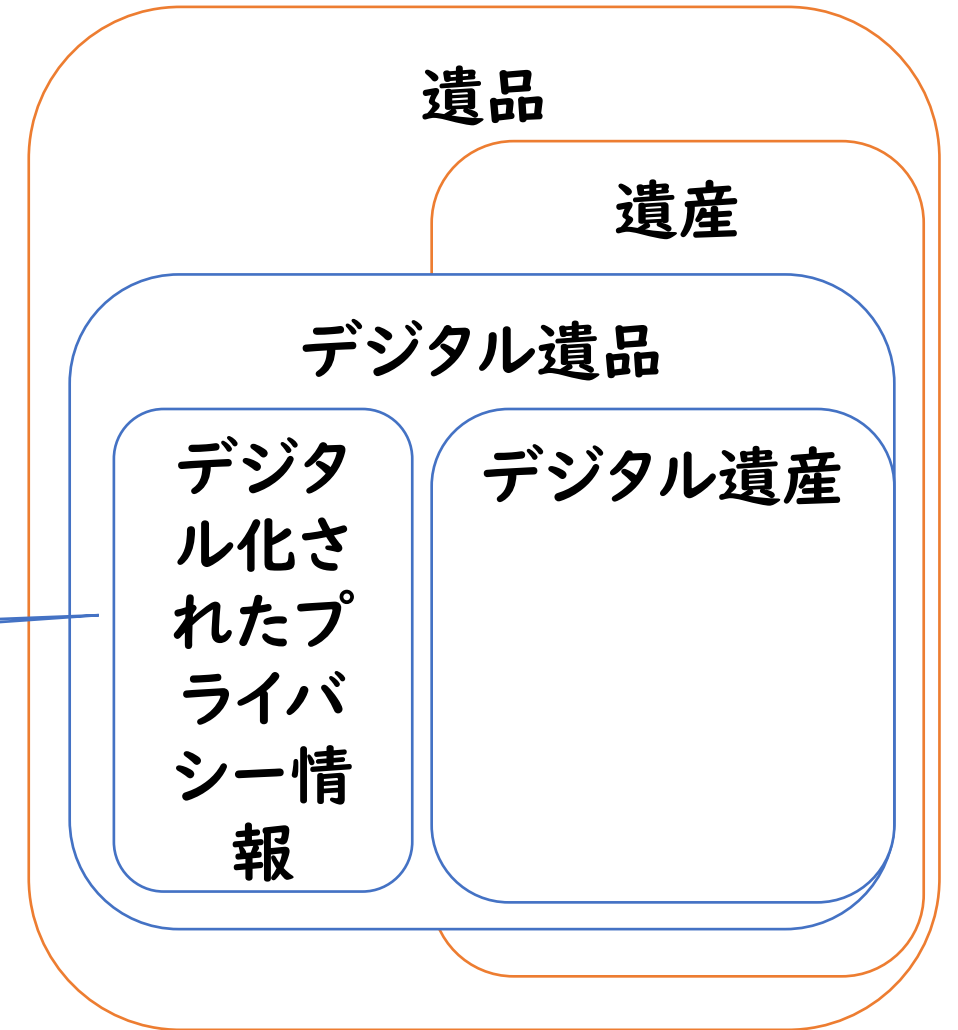
□ デジタル遺産  
デジタル遺品の中  
で財産価値  
があるもの

# 4. デジタル遺産（資産）と遺品ー2

- デジタル遺品
  - デジタル遺産
  - デジタル化されたプライバシー情報
- デジタル資産
  - 資産価値のあるデジタル化された情報
  - 持ち主が亡くなるとデジタル遺産

行政書士の業務範囲となり得る

相続財産となり得るデジタル遺産だけでなく、デジタル化されたプライバシー情報は、守秘義務がある行政書士の業務範囲となり得る



# 5. デジタル遺品の保管場所

---

## □IT機器

PC、タブレット、スマートフォン...

⇒遺品の中（自宅ではなく、他の場所に保管されている場合も想定される）

## □記録媒体

HDD、CD、DVD、USBメモリ、SDカード...

⇒遺品の中（自宅ではなく、他の場所に保管されている場合も想定される）

## □サービス提供者

金融機関、証券会社、クラウド、Webサイト、ブログ、SNS...

⇒ネットワーク上

## 6. デジタル遺品整理の業務範囲

---

ひと口にデジタル遺品整理といっても範囲が広く、次のような業務に分類されます。

- 1.IT機器のパスワードロック解除
- 2.IT機器内のアクセス履歴調査
- 3.IT機器内のデータ復元
- 4.IT機器内の調査によるデジタル遺産調査・整理
- 5.IT機器内の調査によるプライバシー情報調査・整理

1～3の作業は、フォレンジック調査と呼ばれ、IT機器が関係するトラブル・犯罪に関するものであり、行政書士の業務範囲外となります。



# (参考) フォレンジック調査を行っている主な企業

---

## 1. DDF社

<https://digitaldata-forensics.com/>

## 2. AOSデータ社

<https://www.fss.jp/>

## 3. ネットエージェント社

<https://netagent.co.jp/product/forensic/>

## 4. TEITAN社

<https://www.teitan.co.jp/>

## 5. リーガルテックAI

<https://legal.fronteo.com/>

# 7. デジタル遺品の探索方法ーI

---

## 1. スマートフォン(携帯電話)の場合

### 【端末ロックの解除が可能な場合】

- 基本的なフォルダ(画像、ドキュメント、動画...)を探索  
⇒通常はフォルダ管理用のアプリにて分類されている

### 【端末ロックの解除が不可能な場合】

- 闇雲に解除しようとしてしない
- 携帯電話会社へ相談するのが一番
- 法人名義であれば承継して使用できる場合も

# (参考) 携帯電話会社の契約者死亡時の取り扱い

---

## 1. NTTdocomo

ご契約者の死亡による承継または解約

[https://www.nttdocomo.co.jp/support/mortality/?icid=CRP\\_SUP\\_charge\\_to\\_CRP\\_SUP\\_mortality&charge\\_15](https://www.nttdocomo.co.jp/support/mortality/?icid=CRP_SUP_charge_to_CRP_SUP_mortality&charge_15)

## 2. au

譲渡・承継

<https://www.au.com/support/service/mobile/procedure/contract/succession/>

解約

<https://www.au.com/support/faq/detail/67/a00000000067/>

## 3. SoftBank

解約

<https://www.softbank.jp/support/faq/view/10560>

承継

<https://www.softbank.jp/support/faq/view/10053>

# 7. デジタル遺品の探索方法-2

---

## 2. PC (Windows/Mac/Android)の場合

### 【ログインが可能な場合】

- 基本的なフォルダ（画像、ドキュメント、動画...）を探索
- 拡張子でファイルを検索

### 【ログインが不可能な場合】

- PC購入／契約時の情報（書面）を確認する
  - 初期値のままや書き込んである場合が多い
- Microsoft/Apple/Google等の本人が亡くなった場合のプログラムを確認する
- HDDを取り外し、直接アクセスする
  - 家庭のPCであれば、ほとんどがファイルへのアクセス可能
- 専門業者に依頼する

# (参考) OS提供会社の契約者死亡時の取り扱いーI

## I. Microsoft

- 一身専属のため相続はできない
- マイクロソフトアカウントは5年間アクセスがなければ自動削除
- パスワードが不明な場合

### [忘れてしまった Microsoft アカウントのパスワードをリセットする](https://support.microsoft.com/ja-jp/account-billing/%E5%BF%98%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%A3%E3%81%9F-microsoft-%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E3%83%91%E3%82%B9%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%92%E3%83%AA%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%99%E3%82%8B-eff4f067-5042-cla3-fe72-b04d60556c37)

<https://support.microsoft.com/ja-jp/account-billing/%E5%BF%98%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%A3%E3%81%9F-microsoft-%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E3%83%91%E3%82%B9%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%92%E3%83%AA%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%99%E3%82%8B-eff4f067-5042-cla3-fe72-b04d60556c37>

### [Microsoft アカウント のパスワードをリセットできない場合](https://support.microsoft.com/ja-jp/account-billing/microsoft-%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%88-%E3%81%AE%E3%83%91%E3%82%B9%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%92%E3%83%AA%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%81%AA%E3%81%84%E5%A0%B4%E5%90%88-123834ba-0b7c-404c-974c-2353caec8b10)

<https://support.microsoft.com/ja-jp/account-billing/microsoft-%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%88-%E3%81%AE%E3%83%91%E3%82%B9%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%92%E3%83%AA%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%81%AA%E3%81%84%E5%A0%B4%E5%90%88-123834ba-0b7c-404c-974c-2353caec8b10>

### [Microsoft アカウントの回復フォームに関するヘルプ](https://support.microsoft.com/ja-jp/account-billing/microsoft-%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E5%9B%9E%E5%BE%A9%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%83%98%E3%83%AB%E3%83%97-b19c02d1-a782-dee6-93c3-dc8113b20c42)

<https://support.microsoft.com/ja-jp/account-billing/microsoft-%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E5%9B%9E%E5%BE%A9%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%83%98%E3%83%AB%E3%83%97-b19c02d1-a782-dee6-93c3-dc8113b20c42>

## (参考) OS提供会社の契約者死亡時の取り扱いー2

---

### 2. Apple

- ・ 一身専属のため相続はできない
- ・ Appleサポートへの電話(0120-993-993)でAppleIDの削除が可能

### 3. Google

- ・ 故人のアカウントのリクエストが可能

[死去したユーザーのアカウントに関するリクエストを送信する - Google アカウント ヘルプ](#)

<https://support.google.com/accounts/troubleshooter/6357590?hl=ja>

# 7. デジタル遺品の探索方法-3

---

## 3. 媒体の場合

### 【ロックが無い場合／解除が可能な場合】

- 基本的なフォルダ（画像、ドキュメント、動画...）を探索
- 拡張子でファイルを検索

### 【ロックの解除が不可能な場合】

- 購入／契約時の情報（書面）を確認する
  - 初期値のままや書き込んである場合が多い
- 専門業者に依頼する
  - 解除できない場合が多い（業者が少ない）

# (参考)パスワード解除を行っている企業・店舗等

---

## 1. GLC

<http://www.glc-data.com/index.html>

## 2. ドクター・ホームネット

<https://www.j-pcs.info/tear/>

## 3. 札幌PCデータ復旧堂

<https://www.data-hukugen.com/password/>

## 4. 札幌パソコンかけこみ寺

<https://www.pc-kakekomi.com/>



# 7. デジタル遺品の探索方法ー4

---

## 4. 金融機関、証券会社の場合

### 【利用状況の探索】

- 口座開設／契約時／送付物の書面の確認
- ブラウザのお気に入り／ショートカット等の確認
- メール／SNS／スマホアプリの確認
- クレジットカード引落情報の確認

### 【利用が確認できた場合】

- 金融機関、証券会社へ口座凍結、相続等の手続きを依頼

# (参考) ネットバンク・証券会社等の相続手続き

---

## 1. 楽天銀行

<https://www.rakuten-bank.co.jp/guide/inheritance.html>

## 2. PayPay銀行

<https://www.paypay-bank.co.jp/procedure/inherit.html>

## 3. 楽天証券

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/support/inheritance/>

## 4. SBI証券

<https://go.sbisec.co.jp/prd/common/inheritance/flow.html>

# 7. デジタル遺品の探索方法-5

---

## 5. クラウド、Webサイト、ブログ、SNS等の場合

### 【利用状況の探索】

- 故人名によるネット検索
- ブラウザのお気に入り／ショートカット等の確認
- メール／SNS／スマホアプリの確認
- クレジットカード引落情報の確認

### 【利用が確認できた場合】

- サービス提供者の対応状況の確認（凍結、削除、継承、相続）

# (参考) SNS等での手続き

---

## 1. Facebook

<https://www.facebook.com/help/150486848354038>

## 2. Twitter

<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/contact-twitter-about-a-deceased-family-members-account>

## 3. Instagram

<https://www.facebook.com/help/instagram/264154560391256>

# 8. お客様への提示方法

---

## 1. 一覧表（資産目録）

- 書面、または電子ファイル
- 保管されていた場所
- アクセス情報（ID、パスワード等）
- ファイルの内容・概要・種類
- ファイルの作成日付
- その他必要と思われる情報

## 2. 収集したファイル等

- 記憶媒体にて提示
- 印刷物にて提示（希望により提示）

# (参考) ファイル管理ツール等

---

1. FileBox (Windows)

<https://application.japan55.com/filebox>

2. FenrirFS (Windows)

<https://www.fenrir-inc.com/jp/fenrirfs/>

3. File Manager Plus(Android)

<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.alphainventor.filemanager>

4. Files by google (Android)

<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.google.android.apps.nbu.files>

## 9. お客様へのアプローチ方法

- 当事務所での「デジタル遺品・遺産」に関する広告は、Webサイトののみ
- 電話、メール等での問い合わせは5年半で1件が現状

今後の検討

- Webサイトだけでなく、多方面（チラシ、新聞...）に広告を掲載
- 相続案件の引き合いがあった場面にて、「デジタル遺品・遺産」の話を持ち掛ける
- 相続を専門としている同業者（士業、遺品整理業者等）との協業を模索する

# 10. 本業務の注意事項ー1

---

## 1. デジタル遺産について

- 個人情報保護法では「生存する個人の情報」となっていますが、「デジタル遺産」は生存者への相続が関連するため個人情報となる可能性が高いと考えられます
- 行政書士に守秘義務はありますが、遺族から個人情報の取り扱いに関する同意を得るべきと考えます（同意書、契約書等）
- 万が一に備えて、データが消失した場合の責任についても事前に明確化すべきと考えます
- 相続財産の可能性がある場合は、事前に相続人全員の承諾を得ておく必要があると考えます



# 10. 本業務の注意事項-2

---

## 2. プライバシー情報について

- プライバシー権は一身専属であり、譲渡も相続もできないため本人が亡くなればプライバシー権は消滅します
- ただし、個人の名誉を下げるような行為は名誉棄損となる場合があるため、取り扱いには注意が必要となります
- 「デジタル遺産」に限定せず、全ての情報で遺族の同意を得ることが必要と考えます
- 万が一に備えて、データが消失した場合の責任についても事前に明確化すべきと考えます

## <参考>デジタル終活について

---

デジタル遺品の探索では、保管場所が不明なケースやログイン情報が不明なケースに遭遇することが想定されます。また、自分の死後に見て欲しくないデータも存在すると想定されます。

デジタル遺品の探索で苦勞したケースの裏返しである「デジタル終活」について、遺族の方々・高齢者へ提案しているWebサイト、本を見かけるようになりました。

私も最近ではパスワード等が覚えきれないので、専用のメモ帳に手書きで記述しております。

(デジタル終活への第一歩でしょうか?(笑))

# おわりに

---

本資料に掲載されている情報、URL等は日々更新されています。  
最新の情報は、ご自身で確認するようお願いいたします。